

有田川町物価高騰対応重点支援給付金 (令和6年度住民税非課税世帯への給付) のご案内

- 本給付金は、令和6年度住民税が非課税である世帯に対しての給付金です。
- 給付金を受給するためには、申請による手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3** 万円

給付金の支給時期

有田川町が確認書(または申請書)を受理した日の翌月が目安です。

提出期限

令和7年5月30日(消印有効)

支給対象と申請方法

支給対象となる世帯は次の①②に該当すること

- ① **令和6年12月13日時点**で、有田川町に住民登録がある世帯
② 次のいずれかにあてはまる世帯であること。

世帯全員の令和6年度住民税が
「非課税」である世帯

または

有田川町で令和6年度住民税が
確認できない者を含む世帯
または
令和6年度未申告者を含む世帯

返送が必要です

有田川町より **2月下旬以降**順次確認書が届きます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

令和6年1月2日以降に有田川町へ転入された方等がいる世帯または、税申告が未申告の方を含む世帯です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度の住民税が「非課税」である世帯

- 対象となる世帯には、有田川町から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。（用紙は桃色、封筒は紫色）
- 記入及び必要書類を同封し、下記コールセンター宛てに返送してください。

【確認事項】

- ①世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の税上の扶養を受けている世帯ではない。
- ②世帯の中に、税申告が未申告である者はいない。
- ③他の自治体で、本給付金を受給していない。

【必要書類】

- ①振込口座が確認できる通帳等の写し
- ②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、資格確認書、障害者手帳等の写しのうち1点）

II 上記対象ではあるが、有田川町で課税状況が確認できない方を含む世帯

- 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入してきた方を含む世帯や、税申告未申告者を含む世帯が給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも受給できる場合があります。
- 必要書類等の詳細については、下記コールセンターにお問合わせください。
申請書様式や申請方法は町ホームページからご確認いただけます。

【こども加算分】

- 世帯の中に、18歳以下（平成18年4月2生まれ以降）の児童がいる場合、児童一人当たり2万円のこども加算が、後日、本給付金受給者に給付されます。

※基準日の翌日以降に出生した児童も支給対象になります。

※原則申請不要ですが、事情により申請が必要な場合もあります。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」に

ご注意ください。不審な電話や郵便があったときは、有田川町や警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

有田川町物価高騰対応重点支援給付金コールセンター

有田川町役場金屋庁舎1階応接室内：有田川町大字中井原136番地2



0120-770-833（フリーダイヤル）

受付時間 午前8時30分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

（担当課：やすらぎ福祉課）



有田川町HP